

## 公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	新潟市職業訓練センター
所管部・課	経済部 雇用・新潟暮らし推進課
所在地	新潟市東区藤見町1丁目18番5号
根拠法令	
設置条例	新潟市職業訓練センター条例 ※令和6年3月31日をもって廃止
施設概要	(建物)1895.66㎡ (土地)3542.76㎡  1階: 第2実習室(368㎡)、視聴覚室(112㎡)、第1会議室(30㎡)、第2会議室(59㎡)、第7教室(29㎡) 2階: 第1実習室(93㎡)、第3実習室(89㎡)、和室(30㎡)、第1教室(59㎡)、第2教室(59㎡)、第3教室(59㎡)、第4教室(59㎡)、第5教室(59㎡)、第6教室(59㎡)

施設 の 設置 目的
本市の中小企業に雇用される労働者等に対し、各種職業訓練、各種検定、研修等を行う場を事業主、事業主の団体等に提供し、職業能力の開発及び向上並びに技能及び知識の取得を促進する。
管理・運営に関する基本理念，方針等
平成30年度末で閉校した高等職業訓練校の経過措置として当面の間(5年間程度)、職業教育訓練の場として活用することで本市における地域経済社会の発展に資することを目的に運営する。